

令和2年度決算に基づく志摩市の健全化判断比率等について

1. 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさんに公表しなければならないとされています。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2. 健全化判断比率について

令和2年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

| | 志摩市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 12.67 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | 17.67 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 11.2 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 37.7 | 350.0 | |

※実質赤字額及び連結実質赤字額は発生しておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないため「—」としています。

【実質赤字比率とは】

公営企業（水道、病院、下水道）を除いた「市の赤字の状況」を表すもの。この比率が大きいほど、財政運営は厳しい状態であり、12.67%を超えると財政健全化団体、20%を超えると財政再生団体になります。

【連結実質赤字比率とは】

公営企業を含めた全ての会計を合算して、「市全体の赤字の状況」を表すもの。この比率が大きいほど、財政運営は厳しい状態であり、17.67%を超えると財政健全化団体、30%を超えると財政再生団体になります。

【実質公債費比率とは】

公営企業などを含めて、「現在、市がどれだけの借入金の返済に追われているか」を表すもの。この比率が大きいほど、借入金の返済に追われ、資金繰りが厳しい状態であり、25%を超えると財政健全化団体、35%を超えると財政再生団体になります。

【将来負担比率とは】

市が将来負担しなければならない借入金などに対して、「市に借金を返済し続ける体力があるかどうか」を表すもの。この比率が大きいほど、将来の市の財政を圧迫することが見込まれ、350%を超えると財政健全化団体になります。

【早期健全化基準とは】

財政指標のいずれか一つでもこの基準を超えてしまうと、「財政健全化団体」とされ、市は「財政健全化計画」を定め、自助努力によって健全化を進めることとなります。

【財政再生基準とは】

財政指標のいずれか一つでもこの基準を超えてしまうと、「財政再生団体」とされ、市は「財政再生計画」を定め、国の監督のもとで財政の再生に取り組むこととなります。

3. 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率です。令和2年度においては、下表のとおり、全ての公営企業において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されません。なお、資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

| 会計名 | 事業の規模 (千円) | 資金剰余額 (千円) | 資金不足比率 (%) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 水道事業会計 | 1, 237, 833 | 1, 631, 803 | — |
| 下水道事業特別会計 | 106, 137 | 45, 348 | — |
| 病院事業会計 | 964, 764 | 72, 657 | — |

※資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算定されないため「—」としています。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、全て基準を下回っていますが、これらの基準は財政状況の悪化の度合いを表すために設けられたものであり財政状況がかなり悪化しないと上回らないことから、基準を下回ったことのみで財政状況が健全であると捉えるのではなく、今後も事務事業の見直しなどの行政改革に取り組み、長期的な視点で健全な財政運営を目指していきます。